

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和2年7月31日

奈良地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和2年第3号
対象土地	奈良市八条一丁目787番1
	奈良市八条一丁目789番7